

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会心配ごと相談所設置規程

(目的及び設置)

第1条 地域住民の生活上あらゆる心配ごと相談に応じ社会資源を効果的に活用して適切な助言を行ない、その福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が心配ごと相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

(対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、真岡市に在住の者とする。

(設置場所)

第3条 この相談所の設置場所は、真岡市総合福祉保健センターのほか、公共施設等を利用し設置するものとする。

(開設日時)

第4条 この相談所は、毎週火曜日（但し、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び第5火曜日にあたる場合は除く。）に開設する。ただし、8月13日から8月16日と12月28日から翌年の1月4日及び本会の会長が特に定める日は、開設しない。

2 開設時間は、午前9時から正午までとする。

(相談員)

第5条 相談所に相談員12名を置く。

2 相談員は、民生委員・児童委員等から本会の会長が委嘱する。

3 本会の会長は、相談員の中から所長1名及び副所長3名を選任する。

4 所長は、相談所を代表し所務を統轄する。

5 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理する。

6 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 対象者の相談に応じ、課題解決のための適切な助言に関する事。
- (2) 必要な機関等の紹介、連絡調整に関する事。
- (3) 相談記録の作成に関する事。
- (4) 相談業務の質の向上に関する事。

(秘密保持)

第6条 相談員は、その職務上知り得た情報等をほかに漏らしてはならない。また、相談員の職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 相談員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の報酬)

第8条 相談員の報酬は、日額3,000円とする。

(利用料)

第9条 相談所の利用料は、無料とする。

(諸帳簿)

第10条 相談所に次の諸帳簿を備える。

- (1) 相談受付簿
- (2) 相談カード
- (3) その他、必要な書類

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、相談所の運営等については本会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 3 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。